

昭和五十七年
第一回臨時会

(七月八日開会
七月八日閉会)

日野市議会議録

(第二十二号)

日野市議会議会



昭和五十七年第一回臨時会日程

七月八日

(木曜日)

会期の決定、議案上程

昭和五十七年
第一回臨時会

日野市議会会議録目次

○七月八日 木曜日(第一日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	5
会議録署名議員	5
会期の決定	5
助役選任に伴い、赤松日野市土地開発公社理事長に関連する国土利用計画法違反容認事件について	5
赤松行雄君が関係した国土利用計画法違反事件について	19
教育委員会事務局内に発生した公金の使途不明事件について	30
(議案上程)		
議案第 五七号 日野市助役の選任同意について	42
議案第 五八号 日野市教育委員会委員の任命について	43
閉会	43

七月八日

木曜日

(第一日)

昭和五十七年
第一回臨時会

日野市議公会議録

第二十二号

七月八日 木曜日 (第一日)

出席議員 (三十名)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
橋本	福島	小俣	小山	山谷	古谷	馬場	馬場	高橋	旗野	一ノ瀬	板垣	鈴木	川嶋	飯山
文子	敏雄	昭光	良悟	長一	太一郎	繁夫	弘融	徳次	行雄	隆	正隆	美奈子	博	茂
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
夏井	黒川	古賀	市川	藤林	名古屋	竹ノ上	米沢	中山	大柄	秦柄	奥住	石坂	滝瀬	高橋
明男	重憲	俊昭	資信	理一郎	史郎	武俊	照男	基昭	正保	芳一	勝雄	敏雄	朗	通夫
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

欠席議員 (なし)

説明のために出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	建設部長	中村亮助
収入役	成井正夫	福祉部長	坂本金雄
企画財政部長	野正清	水道部長	土方武彦
総務部長	加藤一郎	病院事務長	小山哲夫
市民部長	加藤一男	教育次長	長沢三郎
生活環境部長	佐々木博	教育委員	佐久間義信
清掃部長	伊藤正吉	土地開発公社	赤松行雄
都市整備部長	結城邦夫	理事	赤松行雄

会議に出席した議事事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	書記	平川雅弘
次長	平敏男	書記	谷省三
書記	五十嵐隆	書記	野平和
書記	栗原莞次	書記	串田平

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一〇一三

立川速記者養成所 所長 関根雪峰

速記者 浜田文子君

議事日程

昭和五十七年七月八日(木)

午前十時開会

- 一 会議録署名議員の指名
- 二 会期の決定

(議案上程)

- 三 議案第五七号 日野市助役の選任同意について
- 四 議案第五八号 日野市教育委員会委員の任命について

追加日程

- 一 助役選任に伴い、赤松日野市土地開発公社理事長に関連する国土利用計画法違反容認事件について
- 二 赤松行雄君が関係した国土利用計画法違反事件について
- 三 教育委員会事務局内に発生した公金の使途不明事件について

本日の会議に付した事件

日程第一から第四及び追加日程第一から第三まで

午後二時三十三分開会

○議長（石坂勝雄君）　これより昭和五十七年第一回日

野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第七十条の規定により、議長において指名いたします。

五番　谷　長　一　君

六番　古　谷　太　郎　君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　御報告を申し上げます。

げます。

本日の第一回臨時会は、本日一日と会期を決定いたしました。よろしく願います。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よ

って会期は本日一日と決定いたしました。

お諮りいたします。

この際助役選任に伴い、赤松日野市土地開発公社理事長に關連する国土利用計画法違反の容認の事件について、小山良悟君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よ

ってこの際日程に追加し、発言を許すことに決定いたしました。

小山良悟君の発言を許します。

○四番（小山良悟君）　日野市土地開発公社理事長赤松

行雄氏助役選任の市長提案ですが、赤松氏がかかわる日野市土地開発公社による高校誘致用地の買収のあり方に不明朗さが多あり、加えてこのたび国土利用計画法の違反を事実上黙認した疑いも出てきましたので、助役選任の前にこの取引の実質上の責任者森田市長と公社理事長赤松氏の責任を明確にしたいと思えます。

これまでの段階で、通常の市民感覚では理解できないことが四点ございます。

一つは高校誘致のめどが全くない段階で、急いで用地を買収したことであります。このことは、これから毎年さくを囲って放置された土地のために、一億円以上の金利を市民に負担させることになり、この政治責任はきわめて重大であります。

二点目は、隣地の立会査定が一〇〇%完了しないうちに売買を急いだことあります。このことは最終的に境界査定承諾の印鑑を押していない地主さんの怒りを買ひ、市のモラルが問われることになります。

三点目は買収した用地がコの字形の極端な変形で、高校用地としては不適當であるという東京都の指摘があります。このことは、道路や水路の整備など、難問を抱えていることもあわせて、市長は確たる将来展望をもって本気でこの事業に取り組んでいるのか、と市民に不安を抱かせております。ちょっと参考までにお見せしますが、全員協議会のときに、大体の地形の図面が示されました。ちょっと小さいからあれですけど、皆さんが持ちちになつていと思ひますが、こういう地形になつていわけですね。それで、実際に今度買収した実測図を提出を市の方から求めていただきました。もらった図面がこうなつていわけです。こういう形になつていわけですね。はい、傍聴席にもお見せいたします。こういうようになっていいます。共産党の方よく見て下さい。このくぼみが極端に大きすぎるわけです。これを東京都の担当部長は指摘しているわけで、この部分を買収しなければ用地としては無理であるということを示しているわけです。

そこで、ここで一つ御質問いたしますけれども、市長が本当に高校用地を誘致するという市民の熱望にこたえる、そういう

つて一致した御理解をいただきたいと、このように願つております。したがひまして、この政治責任の云々ということにつきましても、もちろん責任は痛感いたしておりますけれども、確たる信念をもつてぜひ市民の力と、それから議会のこの事業の推進のかたい決意を背景に行政の立場としてもその責任をとつていきたいと、このように考えております。

それから、用地の不適當の指摘というふうに言われておりますが、これは私どもはそういうふうには聞いていないわけでありまして、適当にして交通の便もよく、望ましい場所だといふふうに感觸を受けております。それからもう一つ、地形のことありますが、これは一つの山林という地域の地形でございます。そして、伺つておるところによりますと、有効面積が約三万平米欲しいと言われておるわけでありまして、多少地形を調整いたしますために、なお今後も周辺の用地の確保ということになりますし、それから広い緑地を持った高校なんということになりますと、大変すばらしい学校ができること、このように私どもは心から念願をし、期待をいたしております。したがひまして、その熱意と申しますか、私どもの真剣さというものにつきましても、十分御理解をいただきたい、このように願うところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

純粹な気持ちでこの政策をしたとするならば、当然このくぼみの土地は、もうこの段階ですでに買収してあるか、あるいはもう契約する直前にあると思ひますけれども、その手だてはどうなつておりますでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）

理事者の答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）

私どもが考えます南平の土地確保につきましては、不明朗がたくさんあると、こうおっしゃいましたが、私は不明朗は全くないと、このように感じております。

したがひまして、ちょっとかみ合わない点があるかもしれませんが、高校誘致のことにつきましては、過去日野市民の方々の約四万人の署名に及ぶ都議会への請願あるいは日野市議会におきましての二回に及ぶ一つの意見書の議決、私どもの日常的に受けます市民のいろいろな熱望、こういうことに立ちまして、日野市にせひ近い時期にもう一校の都立高校を誘致したい。これぐらい市民のまた一致した熱望は少ないぐらいだ、とこのように言えると思つております。したがひまして、その用地を確保して、そして都に對します地元市としての誠意の度合いをよつて行つておる用地予定地の確保であります。したがひまして、いま不明朗と言われることにつきましては、説明不十分かなというふうには思つておりますけれども、ぜひ市民の立場に立

○四番（小山良悟君）

答弁として答えれば、こ

う答弁になるかと思ひます。しかし、実際に四万人もの署名がある、市民の熱望がある、だから一生懸命やるんだということですけども、実際に市民の受けとめる感情はそういう素直な受けとめ方にはなり切れない、納得のできないいろいろな現象があるわけなんです。本場に市民のためにいち早く、できるだけ早く高校誘致を実現したいと思ふならば、なぜかといふこの市議会で問題にされるようにいろいろ市民感情で納得できないような事柄がたくさん出てくるんだらうか、もつと明朗正大にだれでも納得できるような買収をされていんではないかと、このように私は思ふわけです。たとえばもう一つ、いままで交渉相手であつた鈴木独歩氏から、本来なら直接買収すべきところをエンタープライズが直前になつて入つてきたと、そのエンタープライズ社も買収した直後に中野区の会社を閉鎖しているのを御存じでしょうか、その辺ちょっと伺ひます。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

市民感情ということをおつ

しやいましたが、私どもは、まさに市民感情といたしましては、きわめて理解と合意を取りつけ得る場所だと、このように考えております。そして、いろいろ問題があるなどというふうにおつしやっておりますけれども、経過を多少申し上げますならば、昨年の十二月議会におきまして、行政報告として、議会にきち

んと交渉に入ったという報告を行い、その後、また同じその後の議会の場で促進的な御意見に対する質問がございましたが、その質問には、ただいま確保が可能な方向で進んでおりますと、このようにもお答えをいたしました。全員協議会をその後お願いをいたしました。そして、かくかくの経過をもつていま取得ができておりますと、こういうふうには説明をし、ほとんどあの使用の方をどうするかと、自分の間の使用の方をどうするかとか、あるいはさくをしてほうっておくのは惜しいではないか、もつと市民の使える場に当面使うべきではないかと、あなた自身もそういうふうにおっしゃったように記憶をしております。したがって、住民から異論をいただいておりますというふうには考えておりませんし、手続といたしましても、市民を代表される議会にきちんとした報告経過を行いながら今日に至っておりますというふうには思っておりますから、異論ありというふうには受け取っておりません。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

十二月の行政報告で議会にも報告してある。それから全員協議会でも報告してあると、このように市長はおっしゃいました。また、そのときには、さくを囲っておくだけじゃもつたないじゃないかと、私自身も言ったじゃないかということですが、それは当然のことであります。

買った以上は、ただ金利をむだ払いしてさくを囲っておくよう

な無策なことはやめてくれと、これは申し上げているんです。すでに買ったことはやむを得ないです。いま私が問題にしているのは、買う経過について問題を申し上げているわけで、その辺の責任を問うているわけではなく、買った後の問題は、また次の問題として、考えていきたいと思っております。それで、その十二月の行政報告でもエンタープライズを間に入れて買うという報告はしてないはずだと思います。あくまで鈴木重信氏を相手に交渉のあれをやっているという報告だろうと思えます。私は申し上げておるのは、買う直前になって二月の二十三日にエンタープライズの方へ鈴木重信の土地が所有権が移転されておると。そして、四月の十五日に市の公社がエンタープライズ社から買っているわけです。その辺の説明は、十二月の議会での行政報告の中でやりましたですか。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

お答えをいたします。

これまでの当初から所有者は鈴木重信氏であり、鈴木重信氏を相手に交渉を進めていたということは報告したとおりであります。

その後御承知のとおり、当該土地はたくさん関係する債権の状況がありまして、国税庁、そのほかいろいろな債権者があつたというふう聞いております。その債権を正確に処理をして、そうして無傷な状態に、つまり登記の名前を持つてきたの

がエンタープライズでありました。したがって、その間の経過はわれわれの言うなれば関知しなかつた、という部分であります。そして、その間だと思っておりますが、私どもの接した情報といたしましては、独歩氏との交渉ではかなり向こうの主張、つまり公簿で買い取れとか、その公簿で買い取れという内容には、かなりその地積が狭いという現実の事実がありまして、したがって、実測でなければ買わないということと突っぱねた経過があります。そうしているうちに、実測で市が鑑定士に基づく信用のできる価格で提案をしたその価格でおさめることができるならば、市は買収をするかということでございますからして、目的が目的でありますので、そのことは可能であると、このように回答した結果、そういう経過をたどつたということでありまして、その間の用地のこの授受と申しましようか、あるいは債権債務の系統上の整理、これらについては、日野市としてはあるいは開発公社としては関与しないし、する必要がない、このように考えております。したがって、複雑と言えはあるいは複雑かもしれませんけれど、私どもとしては、きわめてこの単純化したそういう方法で取得ができた、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

債権債務があるので、それを無

傷な状態にするためにエンタープライズを入れて無傷な状態で、

しかも当初提示した価格と変わらない値段でエンタープライズが入つて債務をきれいにしたと、その段階で市が買ったと、こういうことのようにですけれども、そこら辺のところも普通の市民感覚からいっておかしいじゃないか、という感覚を持つては官庁関係が押えているわけですね。エンタープライズが押えているわけではないわけです。官庁関係の債権債務を抜くというのは、公社が買う場合にはそんなにむずかしいことじゃないわけです。それは言いわけに過ぎないじゃないかという率直な疑問が出るわけなんです。それから普通の、前回の一般質問のときと蒸し返しになるかも知れませんが、不動産業者がですね、間に入つても単なるリベーターを取るだけじゃなくて、移転登記までしてるわけですね、エンタープライズに。そういう過程でやつて、一銭ももうけを取らないなんていうことは考えられないことですし、また、鈴木独歩氏が損をすることを承知で入つてください、というそういうことも考えられない。何かの理由でだれに頼まれたかわかりませんが、エンタープライズ社をとにかく間を通してくれないかということで、今回はやつたんじゃないかというふうに通じ普通にはそういうふうな考えでくるわけなんです。その辺はまた歯車がかみ合わないと思えますので、次の質問に移りますけれども、いまのやりとりを聞いていても、市民の中にも市長の答弁の中には苦しいところもあるな

ということは率直に印象は受けていると思います。いろいろそういったもやもやした何かもう一つ普通の公明正大な取引じゃないなという印象の中で、今回、この鈴木重信氏からエンタープライズ社へ売買した際の国土利用計画法というのがありまして、このちょっと理念を国土利用計画法の参考までに申し上げますが、第一章第二条に基本理念がございます。国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。こういう理念に基づいて、国土利用計画法があるわけです。きわめて重大な法律でございます。

この国土利用計画法は、一定面積を売買などの取引をする場合に、第五章二十三条に基づいて、土地の騰貴的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、契約を結ぶ六週間前までに市役所を経由して、市町村を通じて東京都知事に届け出をすることになっております。届け出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をするわけですが、今回市が買取する直前になって、不可解なことに、これまでの交渉相手であった鈴木独歩氏から突然エンタープライズ社に売却されたわけ

は、われわれの行政機関としては正確に遵守すべきことではありますけれど、当事者間が行ったか行わなかったか、その根拠については、われわれのまた知らない、また関知する必要のないことだと、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは、ただいま御質問がありました法に届け出の義務が課せられておるわけ

でございますが、この届け出があったかどうかということでございます。その時点で私どもの方の窓口にかういった書類が提出されたことはございません。（「いま来ているんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 小山良悟君。

○四番（小山良悟君） これはいま出してもしようがないこと

でございます。六週間前に出さなきゃいけないことになっておりますから、いま出したって始まらないことではあります。さて、そこで素直に考えたいです。私も思いやりを入れてやるつもりは全くございません。市長もその辺等を懸念されているようですが、決してそんなつもりはございません。ただ今回、いま、たとえば国土利用計画法にそういう法律があると、届け出をしなくちゃいけない。たとえば今回の場合は、市街化調整区域ですから、五千平米以上ということが対象になるわけで、当然対象になることぐらいは存じていると思うんですが、

けですが、この場合、当然国土利用計画法の対象になる取引であったわけでありまして。にもかかわらず、この国土利用計画法に基づく届け出がされてなかったということでありまして、念のため届け出がされておったか、されていないか確認いたします。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私がお答えすべき部分から

答えをしていきたいと思っております。何か質問者の御趣旨は市長が苦しいとか、不可解とかそういうふうな受け取りたいようではありませんけれど、私は苦しくもないし、全く不可解でもございません。きわめて明快に素人ですからして、素人ですから単純で明快にことは経過したと、このように考えております。そのことだけはちょっと意見が違ってもいいかもしれませんが、申し上げます。おこななければなりません。

それから国土利用計画法のことも存じております。存じておるのは法律があるということも存じております。そして、私のちょっと私の理解ではむずかしい点があるんですが、債権債務のつまり差し押さえを執行する際に果たしてそれは売買だということになるだろうか、その点は、私どものかかわることではないからして、そう深くお答えの材料にすることはなれないと思っておりますけれど、そういうふうにも思える、こういうことがあるやに思います。したがって、手続をするということ

民間の不動産業者が個々に市の関知しないところで売買をして、そして届け出をしなかったということであれば、把握ができません。もちろん一年たつて固定資産かなんかの書きかえのときに発覚するわけですから、その時点でしかるべき措置はとれると思えますけれども、その段階では確かに関知しなかつたと言われればそうかもしれません。それは素直にわかっています。ただ今回の場合、前回の一般質問で私がわざわざ聞いていたのは、この鈴木重信氏から土地を買うのに、調査期間を日野市はどのくらい設けたのか、ということを知りたいわけです。そうしましたら、五十六年の四月から、こういう回答でありました。したがって、五十六年の四月からあの土地を開発公社が買おうという意志があつたわけです。そして、いろんな交渉を恐らく積み重ねてきたと思えます。その間、鈴木重信氏の土地はいろいろ債権債務があつて傷部が多いと、そういうこともわかつたかと思えます。仮に市長が先ほど答弁したように、それをきれいにしてもらうためにエンタープライズ社に入つてもらつた、ということであれば、その辺のエンタープライズが入るといふことも市が関知しないということはないわけですね。いままで交渉してきたわけですから。これはもう関知しなかつたということになりますと、それは通らない答弁になると思えます。関知してた、知っているはずなんです。エンタープライズが入ることも知っているわけです。そこで、鈴木重信氏から、

エンタープライズ社へ売買されることも知っているはずで、そこで、その段階で大事なことは、これまでいろいろ言われている悪徳業者と言っちゃ鈴木氏の名誉にかかわるかもしれないが、彼は処分を受けまして、いま執行猶予中の身であります。そういう相手でありますから、公的機関がその土地を買収する場合には、当然慎重でなければならぬはずであります。ましてこの国土利用計画法の届け出なんというのは、都市計画課の窓口にあるわけです。日野市が指導する立場にあるわけです。したがって、そういう状況から考えれば、国土利用計画法もちゃんと出ているかとか、問題のない形にして、それから買収するのが公的機関の姿勢じゃないですか、たとえば一〇〇%民地の立ち合いも完了しない、印鑑も全部そろわないうちに買ったとか、そういうようなことも状況もあわせて、なぜ公的機関がそんなに急いで不完全な状態のままを買ったのか。しかも、この四月に買わなければ東京都では高校を建てませんよ、と言っているわけじゃないです。緊急性は全くないわけでありまして、じっくり時間をかけて、問題のない形に、市長があれば債権債務があつて傷があるからということで慎重であるならば、取引の際の手續だつて慎重にするべきであります。その辺の状況を考えますと、市民感覚でいうと、解せないなということになるわけです。それが一般市民の感情なんです。その一般市民の感情に対して、市長はどのようにお答えしますか。

ていただいても結構でございますから、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

ただいまの市長の答弁でど

んな角度からも調べていただいて結構だという答弁は適切じゃないと思います。私は市長が何か犯罪を犯しているとか、そういうことを言っているわけじゃないんです。手續の不明朗さとか、慎重さを欠いたことを私は申し上げているわけです。それは鈴木重信氏とエンタープライズがどんな取引をするかは関知したことはない。それは結構です。しかし、土地開発公社がエンタープライズから買うときには慎重でなければならぬわけです。適切な処置だつたと東京都から言われて、そういうことを市長がいとくとくとしやべつておりますけれど、結果が問題なんです。適切じゃなかつたわけでしょう。国土利用計画法違反を見逃しているわけです。（「法律違反だ」と呼ぶ者あり）法律を見逃しているわけです。この点適切なんではないことはどこに言えますか。いや、ちょっと待つて下さい、私の方も一生懸命考えながら話をしているわけですから、一つは、まあはっきりすることは、この用地買収に関して手續の方法その段階で慎重さ、ことを欠いたということはここで明白であることは市長認めていただけますか。まずそれを一つお願いします。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

こういうかなり難解な取引にかかります際に、もちろん慎重でなければならぬということは申すまでもございません。したがって、私も十分慎重を期し、独歩さんという人の人格もよくそんたくをいたしまして、不明朗な形で取引などではできないものではないということ、それから、「裁判中じゃないか」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっとあなた待つて下さい。判決後ですからね、取引をしたのは。その点はよく知っておつて下さい。ちょっと待つて下さい、いま発言中ですから。いろいろな市民感情という言い方でおっしゃいますけれど、私どもにはじかにそのような苦情をちょうだいしたことは一度もないわけでありまして、「はだかの王様にならないように気をつけてくださいよ」と呼ぶ者あり）こちらがいわゆるエンタープライズ社に頼んだというわけでもございませんし、したがって、独歩さんの取引がどういふ関係であるか、そういうこともまた関係のないことだといふふうに言えるかと思つております。したがって、東京都のこの都市計画関係の出張所が立川にございますが、そこにごあいさつに行きました際にも適切な処置であつたという評価をいただいたと、こういうことでございますからして、「結果はそうじゃない」と呼ぶ者あり）そのあたりは意見の相違があるかも知れませんが、どんな角度からでもお調べになつ

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

先ほどもお答えしていますが、

認めるわけにはまいりません。この日野市には違法はございませんから、御指摘のことに対して認めるわけにはまいりませんし、それから、私も素人ではございますけれど、この日野市の行政相談をする弁護士にも諮りながらことを行つてきましたからして、法的にもそう欠落することはないんではなかるうかと、正しく処理されてある、このように思つております。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

そういう感覚では本当に情けなくなりませうけれども、この国土利用計画法に基づいた届け出をなされなかつた、それを業者がしなかつたということをもさか知らなかつたとはもう言わないでしょうね。どうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私が法律にそう詳しいわけじゃございませんから、常識的にことを運んでそうおかしくはなかつたと、こう思つておりますから、これ以上はお答えをすることは無いと思つております。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

市長は、もちろん法律のすみみからすみまで、行政のすみみからすみまで細かいことまで把握する

ことはむずかしいと思いますけれども、しかし、市長のスタッフには、有能な部課長がおります。日野土地開発公社が、それではお伺いしますけれども、日野土地開発公社は何の目的の事業をやっておりますか。食品会社を営んでいるんですか、あるいは自転車でもつくっているんですか、土地開発公社は不動産のプロじゃないですか。そのプロがこの国土利用計画法を知らないとすることは絶対にない。なぜここで注意しなかったのか、促さなかったのか、はなはだ疑問であります。知らないとは私は言わせません。都市整備部長にじゃお伺いしますが、都市整備部長はどうですか、国土利用計画法のこの届け出のことは法律は知っておりますか。

○議長（石坂勝雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） よく存じ上げております。

○議長（石坂勝雄君） 小山良悟君。

○四番（小山良悟君） よく存じ上げておる法律ですから、当然鈴木重信氏からエンタープライズ社へ土地が売り渡ったということは百も承知のほうです、市は。そうですね。百も承知のほうです。そして、売買した日野土地開発公社は不動産のプロであります。そして、日野市の都市整備部長は有能な部長であります。この法律もよく存じておるわけです。そういう状況の中で、どうしてこの業者の取引の届け出を法律違反を見

逃したのか、全く理解に苦しむわけです。納得のいく説明をしていただきたいと思えます。

○議長（石坂勝雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） 都市整備部長でございます。

お答えを申し上げます。

法律違反があったかどうかといった点につきましては、市がこの最終判断を行うものではございませんで、当然法律に基づきまして、知事がこの判断を最終的に決定するということになっております。市は一応当事者からの届け出があった場合に、それを意見を確かに付しまして、知事の方に上げていくということになっております。したがって、市といたしましては、その時点で違反があったかどうかということは、結論づけることはできなかったということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） 小山良悟君。

○四番（小山良悟君） もちろんいま、その法律違反だということを決めつけるのは、市にはないわけですね、東京都が違反の疑いがあるということで、捜査を始め告発する可能性は十分であります。したがって、いまの都市整備部長の答弁は、そのやむを得ないかもしれませんけれども、私が聞いているのは、一步譲って、いま、じゃ法律違反だと断定しなくても、五千平米以上の市街化調整区域の売買をする場合に、国土利用計

画法の二十三条ですか、に基づいて届け出をしなきゃならないということは承知しているわけですね。十分承知しているはずですよ。ですから、出さないんだから、出せというのが行政指導の市の職務じゃありませんか。それをなぜ怠ったのかということです。しかも再三言っているように、普通の民間の取引じゃないんです。日野市がまさに買おうとしている土地の問題なんです。余計慎重でなければいけないということは言っております。余計慎重でなければいけないということから、当然そういうこともったことはないと思うんですよ。ですから、当然そういうことは、出さなきゃいけないことだということは承知しているはずですよ。出してなかったら出せというのが当然であるはずなんです。なぜそれをしなかったのかということです。それを明確にお答えいただきたい。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お言葉ではありませんが、東京都が捜査するとか何とかそういう意見では私はないと思えます。したがって、この法解釈、あるいは法の手続ということにつきましては、是正すべきは是正されるだろうと思えますし、日野市がそう責められる立場ではない、このように申し上げます。よいと思っております。

○議長（石坂勝雄君） 小山良悟君。

○四番（小山良悟君） なぜ私は国土利用計画法のこの

問題を知っているかという点、この届け出は利用目的と取引価格を出さなきゃいけないんですね。いいですか。そのために国土利用計画法というのがあるわけで、その利用目的と取引価格を出すと認めてもらえないんじゃないか、という懸念も考えられるわけですね。エンタープライズはすぐ土地開発公社へころがすわけです。転売しちゃうわけですから、認められない可能性があるわけです。そういうこともあったんで、見逃してしまつたんじゃないかというふうにも考えるんですが、いかがですか。都市整備部長でも結構です。

○議長（石坂勝雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） 見逃したかどうか

という点でございますけれども、私もこの件につきましては、法に基づいて処理すべきであつて、見逃すというようなことはあつてはならないというふうに考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君） 小山良悟君。

○四番（小山良悟君） 見逃してはいけない、法律に基づいて処理しなきゃいけないということを答弁されました。その通りであります。りっぱな法律があつて、その法律を見逃してはいけないという市の姿勢があるわけです。にもかかわらずなぜそれじゃその届け出をしなかったときに、契約を結ぶ六週間前までに出不きゃいけないことになっていきますね。少なくともエンタープライズから市が買うときに、もろもろの手続が

全部完了しているか、問題はないかということをチェックするのは当然であります。ですから、法律違反を見逃すとか、見逃さないとかいうことではなくて、その法律がある、その法律を守らなきゃいけない、また、守らせなきゃならないという立場の市がこの両者の不動産売買のときに届け出をしてなかったということであれば、当然出すことを促すのが筋です。それをなせしなかつたのですか、ということを知っているわけなんです。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

そのあたりの見解だと思うんですが、先ほど、私も申し上げましたとおり、一体売買なのか、債権のこの執行という形の整理なのか、そのあたりのことは、われわれはよくわかりませんが、いま言われるような指摘の形で市に何といいますかね、この気のつかなかったという点で問われる点はあるかと思えますけれど、何かそのために、この用地のこの取得が大変手続的なミスをしたというふうにはそう責められることはない、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

市長、この日野市にも不動産業

者はたくさんおります。みな、いまこの厳しい不況の中で、真剣になって商売をやっているわけです。いろいろな法的な規制、あるいはかぶせられて苦しんでいるわけです。苦しいけれども、善良な市民としてそれを守りながら商売をやっているわけです。

とですから、なおさらのこと、なぜ慎重にやってくれなかつたのか。先ほど東京都が告発するというようなことはないだろう、ということをお願いしておりますけれど、それはわかりません。なぜならば、この鈴木重信氏は執行猶予の身で罪を重ねているわけです。東京都も多分私は告発の方向で調査を始めるだろうという感触を持っております。断言はできません。断言はできませんけれども、そういう感触を持っております。そうしますと、ますますもって今度のもとと東京都が告発して、処分した土地の業者の土地でありますから、そこへもってきて、また東京都に対する違反行為をいけば結果的には何といおうとも見逃してしまつたわけなんです。そこで、再びもし東京都が鈴木重信氏を告発するようなことになれば、あるいは日野市がそれを見過ごしたというふうな形になれば、もはやあの土地を東京都が買うなんていう見込みはなくなるわけなんです。私は再三申し上げているのは、そういつたことを恐れるわけなんです。本当に純粹に市民のために都立高校を誘致するものであるならば、問題のない形で慎重にことを進めて、早く東京都に誘致してもらう体制をとるべきであつたらうと、これを申し上げたいわけなんです。一番申し上げたいのはそれなんです。にもかかわらず、いままで、たとえばエンタープライズが日野市が買う直前に入つたとか、あるいは、隣地の立ち合いを一〇〇%完了しないで売買したとか、あるいはこの地形にしても非常にゆがんだ

それをいま市長がそのような答弁をされたんでは、日野市の業者は怒りますよ。それじゃ、国土利用計画法も、法律はあるけれども、まあ守らなくてもいいんだと、あるいは都市計画法とかいろいろありますけれども、市がそういう姿勢じゃ、じゃ、もう守らなくてもいいんじゃないかということになつてくるわけです。一番大事なのは、私は、素直にその辺の手續に不備があつた、慎重さを欠いた、ということを知ることです。認めれば町の業者もそうかと、今回は一応市もそういうことでミスをしたかと、率直に認めるならばいいと、それをそう責められることはしておりませんとか、適切さを欠いたと思つておられませんなんていうふうな答弁をされたんでは納得ができないわけなんです。そこを市長の方はひとつ素直に、国土利用計画法に基づく届け出をされてなかつた。じゃ、それがもしね、たとえ裁判とか、調停の場合にそれが適用除外になるということが民事調停の場合項目があるわけですが、それならば、そういうことでは出さなかつたのかということぐらいは調べるのが当然じゃないですか。それもいまされてないわけです。ですから、そういうことを私は申し上げているんです。特別いわくつきの土地だから、市民が最大の関心を持っている用地だから、先ほど市長がみずから言っているように、四万市民が都立高校を熱望していると。そういう背景で、今度の事業をやつたというこ

地形である。それから、今度の国土利用計画法、なぜこんな大事な法律を見逃したんだらうと、そういうものもろの材料がいっぱい出てきているわけです。それは市長を疑うとか、そういうことよりも、市民としてまことに残念でなりません。市長にお伺いします。この間の私の一般質問のときに、用地がなければ運動ができないと申し上げましたけれども、しかし、一方で市民の熱烈な要望がある。しかし、相手があるわけです。これは日野市が高校つくるなら問題ないわけなんです。都立高校をつくるのは、東京都であります。東京都の財政事情とか、事業計画とか、もろもろの事情を考慮して、市長が今回の土地買収を決断すべきじゃなかつたかと思うわけなんです。もし仮に、向こう三年間都立高校の誘致のめどができなかつたらどうしますか。いまの状況では、東京都の説明では、五十九年度までは全くなかない、東大和と東村山とあとは都有地に分校一つというその予定しかない、六十年以降については、大地震が起きたときに、安全を保障できない危険な校舎が七校あるので、その建てかえとか、補修とかが先になるだらう。いまの段階で、日野市に、あるいは八王子市に、都内のどこでも、高校を建てるといふ予定も立っておりません。全く白紙の状態です、と言っているわけです。一方で、とにかく市民が熱望している、四万人の署名がある高校誘致しなきゃいけないという大義名分は、全くりつぱであります。しかし、そのりつぱな大義名分を実現させるた

めには、それなりの裏づけ、事業計画そういったものがあつてしかるべきであります。いまやっていることはめちやくちやじやないですか、もし、ここ三年以内に都立高校ができたとするならば、私は、責任をとつて議員をやめます。それぐらいの責任をもって私は発言しているわけでありませう。いま、市長自身は具体的に何年に都立高校を誘致するというめどが自分自身で持っているんですか。実現できるように努力をするつもりなんという神風特攻隊精神ではだめです。具体的な裏づけ、事業計画というのはそういうものなんです。それを示してください。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

いろいろ御理解の不充分な点があつて、その点はわれわれも十分注意をして、これから調べるべき点は調べなければならぬと、このようにこの用地関係については思っております。それから、今後の都立高校誘致に對しての日野市としての行動でございますけれど、これは、議会とともにこれまでやってまいりましたし、今後もお願いをしたい、と思っております。昨日も都知事に直接お会いをする機会がございます、まず第一にそのことを申し上げておるわけでありませう。新聞にも出ておつたとおりでございますからして、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

いまの答弁では、市長が知事に

答弁しか得られないわけですが、これで、はっきりしたことは市長は確かなめどなしに、今度の用地買収に踏み切つたということとであります。なぜ、市長がこのような無謀なことをしたんだろう。その背景は何だつたのか、きょうのやりとりを聞いて、市民は十七億もかけて土地を買つたから、高校が二年後、少なくとも三年後ぐらいには具体的にめどが立つんだと、実現するんだなということをおもひ思つておるんです。それがきょうの答弁で、当面できるように努力しますという答弁は、すべてをあらわしているわけで、市民に与える失望というのは、大変大きなものがあると思ひます。私はそれをはつきりしたただけでもきょうの質問の半分は私の意を満たしましたけれども、こういう大事な、もちろん政治責任なんというのはこれから先のことになるかもしれませぬ。二年後、三年後、ただ、いま大事なものはこういうこの事業に関して、赤松理事長が在任期間が短いということもありますけれども、どんな役割をしたか、実際に理事長というのは形式的な形なのか、実質的な責任者であつたかわかりませぬけれども、土地開発公社の理事長であつた赤松さんを、こういう状況の中で、助役選任というのを素直に認めていかどうかということは、私自身も非常に迷つております。私は今回緊急質問した理由は、国土利用計画法のタイトルに赤松行雄氏助役選任に伴い、というタイトルで出しておるわけです。少なくとも今回のやりとりによりまして、今度の都

お願いしたということで、私が聞いているのは、十七億ものお金を使って事業をやるわけですから、使つてしまつてからお願ひしますとか、これからめどをつけますなんていうことでは、恐ろしくて市政は任せられないということなんです。十七億もの金を動かしたからには、何らかのめどが一つでもあるはずなんです。三年後なら三年後にそれでは日野市に用地が確保できれば建てましよう、というそういうめどでもなければ、とても十七億円を見込みなしに使うなんていうことは、普通の感覚じゃ考えられない。ですから、何年後にどういうめどを市長は持っているのか。それは絶対持っているはずなんです。持つていなくて、十七億もの金を無謀に使うなんていうことは、いままでの私の市長の信頼関係からして、考えられないことですから、それをぜひ回答していただきたい。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

その責任のことは十分感じておりますし、それから価値のあるものを取得しておるわけにありますから、これを有効に、つまり当面何といひましても、都立高校誘致のために最大限の努力をしようと、こういうことに尽きるというふうにおもひ思つております。

○議長（石坂勝雄君）

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）

結局いまの答弁がすべてをあらわしていると思ひます。当面最大限の努力をしようと、こういう

立高校誘致が確たるめど、事業計画そういったものに基づいて行われなかつた、ということははつきりしましたので、一応私はこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）

これをもって助役選任に伴い、

赤松日野市土地開発公社理事長に關連する国土利用計画法違反容認事件に關する緊急質問を終わります。

お諮りいたします。

この際赤松行雄君が關係した国土利用計画法違反事件の件について、古谷太郎君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）

御異議ないものと認めます。よ

つてこの際日程に追加し、発言を許すことに決定しました。

古谷太郎君の発言を許します。

○六番（古谷太郎君）

私は回答者に公社の理事長赤松君をお願いしておいたんですが、おいでにならないようですけれども、これはどなたに聞いたらよろしゅうございますか。

○議長（石坂勝雄君）

市長、緊急質問でそういう要請

が執行部の方へ回つておると思つておるんですが、市長この前のときにもそういうことを今度出すということをおっしゃられたんですが。（「この間も松村開発公社理事長を出さない。どうもわ

からなのですが、お答え願います」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君） この間質問のございました際に一般にはしかるべき言葉というふうにお答えしたんですが、たとえば全員協議会等で内容説明はできると、このように思っておつたものですから、そのことを了解しましたら、了解したとおっしゃいました。この場で理事長が議場に出て座席についてたということもないものですから、そういうふうには考えてなかつたんですが、議長と相談をいたしまして、出席要請ということで、必要ならば出席させてもよろう、とこのように思っておりますから、ちょっと議長の御意見も伺っておきたいと、こう思っております。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後三時三十一分休憩

午後四時 零 分再開

○議長（石坂勝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁者が来られましたので、古谷太郎君の発言を許します。

○六番（古谷太郎君） 赤松さん御苦労さまです。

そこで、まず赤松さんにお聞きしたい。赤松さんは、たしか市の名簿によりますと、日野市立土地開発公社副理事長の要職にあつた、というふうに書いてあります。いつ副理事長に就任され、いておやめになられたかをまずお答え願いたいと思えます。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 日野市開発公社理事長の赤松でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、開発公社の常任理事でございます。常任理事につきましては、総務部長になりましたのが、五十四年の十月でございます。その時点から日野市開発公社の副理事長ではなしに常任理事とこういうことで、ことしの三月三十一日まで——それ以前でございます。加藤さんと総務部長を交代しましたので、その時点まで、要するに一月いっぱいまで、そういう職にあつたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） ただいまのお話ですと、土地開発公社常任理事——副理事長はおらないわけですね。常任理事が次の責任者ということになるわけですが、一月いっぱいまでやられていたと、こういうことですが、五十七年の。

それでは、次にお聞きしたいんですが、この南平の土地の交渉を市長から命ぜられたのはいつからですか。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 三月いっぱいまで、今年の三月いっぱいまで松村清栄理事長が、理事長として就任していらつしました。その方を中心にして交渉しておりますので、ことしの三月三十一日までは、常任理事でございます。要するに中心的な交渉ということはいたしておりません。総務部長でございますので、いろいろとその事柄に参画できる、交渉に参画できるときとできないときというもの等もございますので、そういう業務というものの間で、松村理事長に要するに協議し、協力してきたと、こういうふうな状態でございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） いま参画したりしなかつたり、しかし、理事長の次の責任者である常任理事であります。ですから、この二人は普通のはかの人たちと違っているわけであり、余りどうもお話の具合が逃げ腰みたいに聞こえるんですが、このときの交渉について、鈴木重信氏と初めて会ったのはいつごろであるか。それから、松村理事長と御一緒であつたかどうか、それから教えてください。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 五十六年の五月十八日、開発公社にですね。市、あるいは直接名を連ねてい

ますのは、名義は企画部長でございますけれども、企画部長名で、開発公社にこの土地の買収依頼書を五十六年の五月十八日に受けております。それで、私が鈴木重信氏に会いましたのは、十二月二十一日でございます。二十一日に会いましたのは、鈴木独歩が、二万五千五百円であの土地を市に売り渡すことに同意しますと、こういうふうな回答を五十六年の十二月二十一日に口頭で言ってきたわけでございます。そのときに会いました。それで、その後、これは松村清栄さんも一緒にございます。それで、二十五日になりました、そうかという返事は聞いたわけでございますけれども、二十五日になりました、松村清栄理事長から、ここに一部の実測図がある、これを示されたわけでございます。中で、要するに用地課の中で、それを計算しますと、一万平米ばかり足りないぞという計算結果が用地課の中で出たわけでございます。普通山でございますので、公簿で買いましたも、ふえるわけでございますけれども、減るといふふうなことで、値段はともかくとして、実測買収というふうなこと等になつたと、そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） そうすると、十二月二十五日以降、鈴木独歩さんとは全然会っていないんですか。それから、

結論はいつどこで出しました。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） その後独歩に会いまして、独歩の方から一万平米ぐらい減りますと、三億ばかり値段が違うわけですから、もっと高い値段で買ってほしい、こういうようなことをその後言ってきましたけれども、二月でございませう。二月の二十四日、これは、ここで市の方としては、値段を崩すわけにはいかない、したがって、実測買収である、そういう条件以外には市としては、取引できないということ、手を引くということではございませう。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） そこで、鈴木独歩の方からその土地をそれじゃ実測で売りましたと、じゃ、買いますよ、ということになったのはいつであるか。（「独歩とはなりません。」と呼ぶ者あり）独歩じゃない、エンタープライズになっちゃってますわね、二月十五日にエンタープライズの方へこの土地は渡っておりますから、それはどうなんですか。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 三月の二十日でございます。エンタープライズと独歩が参りまして、市のいう条件で買ってほしいと、実測でいいと、値段についても市は鑑定評価でやったわけで崩せないだろうから、それで買ってほ

しいと、そういう申し入れが三月の二十日ですが……。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） もう一点ちょっとお聞きしておきたいんですがね、鈴木独歩がこの土地の売却について、裁判中であるということを知り、その判決を知ったのはいつであり、その判決の内容はどうであるかを述べてください。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 独歩が告訴されておるということは遠くから知っております。それで、十七年の三月二十五日に判決が下っております。この裁判が二月にあるんだと、やはり一カ月延びたというふうなことは、注目しておりました。それで、判決があると同時に、都市計画課へ行きまして、確認しております。判決の内容は懲役八カ月執行猶予三年、罰金十萬円の判決でございます。控訴せずそのまま決審したというか、判決が確定した、そういうことでございませう。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） それで、市の方で三月二十日にエンタープライズと鈴木独歩の方から平米当たり二万五千五百円で売りますという回答があった。市の方で独歩の方によるらしい、それでやりませうという回答をしたのはいつですか。それじゃ、それで買いますと、と正式に回答をしたのはいつで

すか。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 売買契約が四月の十五日でございますので、その直前でございます。ということとは実測の問題がございませう。はい。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） この取引で鈴木独歩がこの土地を委託している八王子の小門町の不動産業者である木住野商事の社長とお会いしたことはありませんか。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 木住野哲夫さん、会社の方へ二度ほど参りました。それから、向こうからも二、三度いらっしゃっているかと思ひます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） あなたはいま木住野哲夫さん、これは不動産業者であります、このところのお店に二回行っているわけですね、いつ最初に行かれたか記憶がありますか。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） ことしになってからと思ひます。独歩との実測問題であれましたのが、十月末でございますので、行きましたのは、ことしになってからだと思ひます。去年は行ってませう。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） まずこれを基礎にして後で質問したいと思ひます。

その前にこの都市整備部長は、やはり土地開発公社の理事であります。重役であります。国土利用計画法という法律は、土地の投機を許さない、国民に安くよい土地を提供するためにできた法律であることは御存じですね。あの有名な土地ブームの昭和四十年、あの悪魔を抑えた、土地の値段を抑えた法律であります。昭和四十九年の制定、五十三年の改正が行われております。この法律は、非常に厳しい憲法違反ではないかと思ひます。このような重大な法律、公法があることを知りながら、なぜあなたは土地開発公社の——しかも重役であります。赤松常務に、注意をしなかつたかをまず説明してもらいたい。

○議長（石坂勝雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） 都市整備部長でございます。

お答え申し上げます。確かに私も公社の常任理事の一人でございます。赤松部長の方に届け出がないということについては、その当時私どもとしては、四月の中旬に初めて名義が変更されているということを知り得たものでございまして、その後私といたしましては、どのような形でこの契約が行われたのか

といったことが不明であったために、私の方から直接赤松常任理事の方にお話ができなかった、ということでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） これは大変なことだと思う。一体、市長、この日野市の土地開発公社の重役さん方は、まるっきりこれまで知らなかったわけですか。この取引について、四月になって初めて知ったことですが、この点は市長はどう思いますか。それは無責任すぎはしませんか。市長の統括責任として。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 定期的な理事会ないしは臨時の理事会で協議はあったというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 何だかちっともわからないので、じゃそれは後にいたしましたして、部長はこの法律にはいま申し上げたように土地の値段を抑える、悪質プロカーは撃滅する、そして国民に安いよい土地を提供するためにつくった法律だ、ということは知っていましたね。そのために三つの方法を持っているということは知っていますね。一つは、十四条、一番大事な土地に対しては都知事が許可をしなきゃ契約も何もできないんだというようになってますね。たとえ契約してもそれは無効であると書いてあります。そうですね。そのくらい厳しいで

す。今度の該当するのは二十三条が該当しております。そうですね。これは調整区域ですから。これについても、先ほど小

議員の言われたように六十日前に値段を出せと、しかも用途も出せと、何に使うか、その上に出した書類に二十三条の二項にちゃんと書いてあるでしょう。それならわからなきゃ言います。十五条の二項に市町村長は、提出された書類に市町村長がその取引が適当であるかどうか、その値段がいいか悪いか、高すぎるかいいか、意見をつけて知事に送れと書いてあるでしょう。そうですね。ここが重要なんです。市町村長の責任は重大なんです、その点では。これが二つ。もう一つあるんだ。第六章、

三十二条、法律の三十二条には、遊んでいる土地は市が買い取ってしまえと、都道府県が買い取っていい。日野市土地開発公社は、その土地を買い取ることができるようになっているでしょう。わかりますか。三十四条お読みなさい。しかも、その値段はと書いてあります。日野市が買い取る値段は公示価格を基準とすると書いてあるでしょう。しかも三十五条には買収に応じなきゃ市町村長、都道府県はその土地を使っちゃいかんと、押えてしまえと書いてあるんです。そうですね。遊んでいる土地を多くの市民の公共の福祉のために買収する権利がそこに明らかになつていくわけでありまして。しかも、法律は三年間以上遊んでいる土地と書いてあります。鈴木独歩がこの土地を買ったのは赤松常務に聞くがいつであるか、わかりますか。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 大分古いんじゃないかと思えますけれども。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 古いです。土地ブームの前に買ったんです、安く。値上がりを待っている。そこで、あなたはその三つの土地を安く市民に提供できる法律を知っているながら、仲間の部長である赤松君には言わなかった。言えなかった。知らなかったから言えなかった。知ったときはもう契約が済んでいたと、こういう御答弁であります。この点市長どう考えます。重大なる損害を市民に与えているんですよ、これ。土地の買収できる値段まで書いてある、三十四条、法律。これをどう思いますか、市長は。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほどの質問にも答えましたとおり、この土地はまさに所有者を中心として、債権債務の大変ふくそうしている土地であります。そして、その債権者には、国税庁その他市も一部そうでありましたが、その他のまた資料等もあつたと思います。したがって、国税庁等にも開発公社の方が御相談にも行ったりして、その状況の処理についての伺いもやっています。したがって、そういまの御指摘の法令の条項に違背するというふうなことはなかったと、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 市長はね、この法律ができない以前ならそんな答弁で済むかと思うんです私も。この法律がない限りや、まあ鑑定士に評価してもらいましたと、いろいろ方々で聞いたらそのくらいの値段でしたと、それで済むんです。法律があるんです。昭和四十九年にできている。この法律は土地を下げるための法律なんです。悪質プロカーを抑えるための法律、この悪質プロカーで、しかも東京都が告発している鈴木重信君を相手にまだ裁判の係争の真つ盛りに昭和四十六年四月だ、判決の一年前に市長は交渉を開始している。一体そんな無責任な話が日本にありますか、世界じゅうに。裁判が終わってからでもいい、裁判の妨害だ、そうなれば。一体、この点についてはどう思いますか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） その点もよく承知しております。裁判の完結しない前に取引はしない、という考え方は当初から持っております。そのまた訴訟の内容は、独歩という持ち主がこれまで砂利採取等で、違法を重ねてきた、その点の指導監督当局の告発でありますから、それはそれとして、十分尊重しなければなりませんし、またその結論の後でなければ、具体的取引の決着ということはよく存じておりました。したがって、そういうことがすっかり完結した後の処理だと、このよう

に自分たちでは考えております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 私はね、国土利用計画法という国民すべての諸君に豊かな宅地を与えようというこの法律の精神を全く無視をした取引を強行したと、このような中には、必ずや裏があるに違いない、そのように疑うのは普通の良識のある人々の感覚だと思えます。そこで、次に御質問したい。いま赤松理事長さんのお話ですと、十二月二十日に値段が決まった。ただあとでは面積の問題だ、とこういうことですね。はっきり言えば、坪当たり八万四千五百円、穴を掘って、もうけかす、もうただでもいやな土地、これが坪当たり八万四千五百円、平米当たり二万五千五百円に決まったのは十二月二十日なんです、単価は。あとは面積の問題、一体この値段は、本来日野市の要綱によれば、土地の審議会、日野市財産価格審議会に決めて決定されるべき値段なのであります。この審議会は、開かれてないんじゃないですか。だれが値段を決めたんです。日野市にはちゃんと日野市土地財産価格審議会がある。審議会の審議を得て値段を決めなきゃいけない、買収するものは。そういう要綱になっておる。審議会の審議はいつ開いたんです。値段が決まった後でしょう。私の調査によれば、四月の八日だそうであります。はっきり言えば、もう値段は決まっちゃっているものなんです。買いましょう、売りましょうができてくるのが十

二月二十五日、二十日から二十五日、実測でいいです、ということになっている。三月の二十日にはもう両方から新日本エンタープライズと鈴木重信氏からも回答がきているといういま赤松理事長の御報告である。しからは、価格審議会は何を決めるんです、一体。この点はどうなんでしょう市長。本来、私は相手方に幾らで買いたいと言い、こちらから申し込んだ、いま赤松理事のお話ですと、十二月二十日であります、理事のお話ですと、昨年の。その前に価格審議会をなぜ開かない。値段が決まって契約が決まっちゃってから開くとはどういうことなんです。はっきりしてください、こを。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 価格審議会はその価格の妥当性を決定する場でありますから、追認ということもあり得ると思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） ふざけちゃいけませんよ君。そんなら開かなくていいじゃありませんか。なくていいんだ、そんなものは。だからこの審議会がもめたじゃありませんか。赤松君に聞きます。本来ならば、口頭で申し込むんです、これ。委員長である助役に申し込むわけだ、そうですね。しかし、助役の方ではそれはできんと言ったでしょう。書類をよこせと言ったでしょう。その点どうです。（「それは聞いておりません。

」と呼ぶ者あり）そうですか。はい、結構です。いずれにしても、そんなばかげたことがどうと十七億もの取引に行われている。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）しかも、値段は恐るべき高い値段である。その上にいいですか、単価の説明の中で、公衆用道路としていま道路に使われている部分、たまたまそれが鈴木独歩さんのお名前になってあるから、道路に使われているところはただですよ、市民から取るときただで取っているんですよあなたは、ただで寄付しろと言っているでしょう道路に使われているところは。私の道路がそうでしょう。市民からは無料で土地を取り上げておいて、独歩さんからは何と坪当たり四十万五千九百円というあの山の奥の土地を買っておる、坪当たり。こんなばかげた値段がありますか一体、これはどうなんです市長。道路分、行ってみたら道路ですでに使われているところだ。道路として使っておるところだ、ただでいいじゃありませんか。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 市に登記がえするときに公衆用道路という形に直したものでございます。以前は畑でございます。それで、現況は道路に沿った細長い土地でございます。それで舗装もされておりませんし、道路として正式に使っていると、こういうものではございません。隣近所の方が駐車場等に便利している、というふうな土地でございま

す。市におきましては、これにつきましては、道路に隣接する要するに畑と、あるいは形状を考慮しまして、三〇%を引いた十七万の値段から三〇%引きました十二万三千元という評価で買入れたわけでございます。公衆用道路としましたのは、先の道路拡幅ということを考えまして、そういう名前に市へ登記がえする際に改めたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 私どもがこの取引を見るとき、この取引は、国土利用計画法の違反を知りながらやった共犯行為と見なさざるを得ないのであります。犯罪というものは、抑えなきゃならん。あなたはその反省がありますか、一体市長。共犯者というふうに考えられる。どうです。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 言いわけをすることではないというふうな思っておりますが、私が当初にも言いましたとおり、これは売買と見るべきか、債権債務の執行整理と見るべきか、これは東京都にひとつ御判断をいただいで、また指導をいただきたいとこのように考えております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） この最終的判断は東京都知事が行うことになりましたから、これは私のあれではありませんけれど、ならば今度聞きます。赤松理事長に聞きますが、木住野さ

んが最初は去年の四月からは交渉の相手であった。そうですね。だから、あなたはわざわざ八王子の不動産業者まで行かれた。いいですね。木住野さんが手を引いたのはいつなんです。

○議長（石坂勝雄君）

土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 木住野商事の社長が手を引きましたのは、ああいう鈴木さんでございますので、市の要するに交渉の仲介といえますか、そういう役というか、そういう形でわれわれの方は相手申し上げておたわけでございます。そういうふうなことで、木住野さんから電話等で二万五千五百円ではなしに約一万平米以上坪数が、平米が減りますと、三億近くのマイナスということになるんで、これを二万五千五百円でなく、もっと高くしてくれというふうな話は、市長にじかではなしにわれわれのところへ参ったわけでございます。わざわざ足を運んでもらった等もございまして、そのお断りに小門町というんですか、あそこのお宅へ市は、市の二万五千五百円というのは買いたい要するに価格ということになってるので、丁重にお断りした、というのが二月の段階で、「日にちわかりますか」と呼ぶ者あり）二十四日です、二月の二十四日、五十七年二月の二十四日、市は価格アップはできないというふうな回答を申し上げております。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）

そうすると、このときには新日

本エンタープライズという会社はまだ全然あなたは知らなかったわけですね。（「はい。三月になってからです。」と呼ぶ者あり）三月になってから知った。（「出て来たのが三月です。」と呼ぶ者あり）ところがね、二月二十四日にはすでにこの土地は新日本エンタープライズに移っていた。二月十三日に移った、そうですね。

○議長（石坂勝雄君）

土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） エンタープライズに移りましたのは、三月の二十三日じゃないかと思えますけれど。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） さっきの説明違うんですか、これ。

○議長（石坂勝雄君）

土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） さきほどエンタープライズに名義が移ったということは、御答弁に申し上げてないんですけれども、エンタープライズに直りましたのは三月の二十三日でございます。そのちょっと前の二十日にエンタープライズは来ているわけですね、二十日に。そういうことです。二十日に来て二十三日には自分たちでやったわけですから、それは。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）

要するに、ここに非常によくわ

からない点がある、木住野さんからこの土地の成立した場合には、約三千万円以上、二％に相当する手数料を払うとか、もうとか、そういう話は聞いたことはありませんか。

○議長（石坂勝雄君）

土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 独歩とはそういうお話があったやに木住野さんから開いております。正当報酬としてもらえるんだという約束を独歩と木住野さんはやっているようでございます。ですけども、市とはそういう話はありません。木住野さんから市に半分でもいいからという話は私にはございました。それは、市はそういう取り決めもしてないし、そういう慣行もいまままでございません。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） この土地のいまお聞きのように大変に複雑怪奇な裏があるわけです。三月二十四日に八王子の木住野さんのところへ話に行った。ところが今度は木住野さんから急に三月二十日に新日本エンタープライズなるものがこちらに来ている。それで、その契約がもう三日でやっちゃっている。十七億という巨大なる計画が、しかも、その値段を決めるのを財産審議会は四月の八日に持ち込んでいる。ここに出てくる諸君も出ているはずで、文句を言った人の顔がわかります。

そのような複雑な裏取引の陰にある土地がきれいな解決が終わるまで、やはり申しわけないけれど、理事長さんは、東京都の態度が決定するまでは、助役としては御就任にならないのが筋だと存するのであります。市の職員たる者が特に助役は法律を守らなければなりません。市の条例を守らなければなりません。法律、条例に違反しつつある疑いがかかっている、少なくともかかっているということは都市整備部長も言っておる、そのような土地の取引の担当者は、きれいな身になって出直してきてもらいたいと思うが、市長の見解はどうなのか。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘の御趣旨は、そういう事実であれば、そういうことになるかもしれないけれども、私どもの考えでは、この理事長としての仕事がこの人のその事務能力、あるいは識見そういうことに何らこの非難部分に値するようなことは全くないというふうに信頼をいたしております。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） これは私の個人的な問題ですが、赤松さんは、七月の三日の日に私のうちへお菓子を持って助役のあいさつにいられております。その日にはすでに告示されている。公職選挙法違反の疑いがあります。私は、少なくともそのような疑いの中において、この同意に参加することはなかなか困難といま考えております。この点は赤松さんがもし弁明さ

れるならば、おっしゃっていただければ結構でございます。

○議長（石坂勝雄君） 土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（赤松行雄君） 助役就任と

いうことで参上したわけではございません。先生には歩道でお会い申し上げました。とつくにごあいさつに行くべきであった、というふうにお話し申し上げておりますし、私自身の基本的な考えでございますけれども、先生に対して、自分のことをあ、ここのとお願ひするという気持ちがございます、先生の人格からいって。ただ私が奉職して二十六年でございますけれども、その間初代の市長としていろいろ薫陶を受けたという点で、要するに、「持つていった時期が悪いよ」と呼ぶ者あり）ごあいさつを、そういう点だけのごあいさつでございます。時期が悪いことはわかっています。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） これ以上はやめておきます。これで質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君） これをもって赤松行雄君が関係

した国土利用計画法違反事件に関する緊急質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よ

とを感謝します。教育委員会の御配慮で、佐久間主幹の御出席を賜りましたことを感謝します。つきまして、私の質問に入らせていただきますが、私は教育委員会、社会教育課の課長が事務局長をしている文化財遺跡関係のことについて、特に使途不明なお金の問題について、お聞きしたいのであります。

やはり、教育というのは金銭的にもきれいでなければなりません。この点について質問したいと思ひますが、日野市の文化財保護、この問題につきましては、法律による文化財保護法、あるいはまた東京都文化財保護条例それらによって規定されておりますが、さらに日野市独自の条例、規則によって規制されているのであります。私が町長の時代に——昭和三十五年です、つくりました「日野市文化財保護条例」及びその施行規則、それから、「日野市文化財専門委員の設置に関する条例」及びその規則、この四つが私は今度議員になりました、まだ生き生きと日野市の中で生きていることを例規集で見てもうれしくなったのであります。しかし、もう古いですから二十二年、改正しなきゃならないのであります、この点はきょうは触れませんが、それで、この二十二年前の条例規則以外に、日野市において文化財とか、遺跡の保護に係っている条例規則があるのかどうか、これをまず総務部長、あるいはこれ事務的なことですから、「私が答えます」と呼ぶ者あり）ああそうなんですか、それ

って会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。この際教育委員会事務局内に発生した公金の使途不明事件の件について、古谷太郎君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よ

つてこの際日程に追加し、発言を許すことに決しました。

古谷太郎君の発言を許します。

○六番（古谷太郎君） 実は私のお願いした、やはり教

育委員会の主幹がお見えになっておりませんが、回答者、もう赤松さんは結構です。御苦勞さま。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問のことにつきまして

は、主幹に答えさせる部分はないと思っておりますので、私がお答えをいたします。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 大変恐縮なんですが、その水を

一杯だけ飲めないでしょうか。申しわけないんですがね。ありがとう。どうもすみません。それではどうもお水ありがとうございます。

実は、教育委員会のことにつきまして御質問いたします。

はい、いいです、どうぞ。○議長（石坂勝雄君） 市長。○市長（森田喜美男君） 古い条例はりっぱに今日も存続をいたしております。それから、古谷さんの御存じのないかもしれない、四十八年の時点で、日野市遺跡調査会と、こういう規約に基づく組織ができております。これは、国の法律のこの議員提案で定まった、というふう聞いておりますが、新しい文化財保護の観点から、明らかに遺跡があるという遺跡の包蔵地、この指定区域については、もっと密度の高い調査をするという観点からの法制だ、というふうに承知いたしております。そういうことに伴いまして、この神明上地域は、区画整理も進みつつありましたし、それから、学者、専門の学者の方の開発に伴います調査が必要であると、こういう観点からつくられたというふうな理解できるところであります。そして、その組織を見ますと、市長が遺跡調査会の会長である、教育長が遺跡調査会の副会長である。そしてその規約の中で定められておりますのは、専門の学者先生によって調査団がつくられ、その調査団が会員の決定に沿って、調査に当たるとこういう仕組みであります。したがって、私も就任後にできた規約でありますので、その制定までのいきさつには関与したはずであり、状況に取り組みば取り組むほど内容に疑義が生れてくるわけであり、すなわち、本来市長という職は、お

金を出す団体のお金をつまり受け取る団体のこの責任者になることはできない、という兼職禁止の規定もあります。ですから、つまり新しい制度として、市長が御質問にお答えをすべきであるということから申し上げているわけであります。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） いま市長さん妙なことを言いましたね。私が就任前にできた、四十八年十月二十七日と書いてあるんです、このできたとき、あなた市長ではないですか、これ。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 関与しているはずだがと、こう言ったわけですね。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） やっぱり何か幾らかぼけられたと見えますが、それはそれとして、私はそんなことを聞いているわけじゃないので、そのほかに条例や規則があるかどうかと聞いています、保護のための、ね。はっきり言いますと、これはここにあるんですよ。もらつてあるんです。だけれど、いいですか、これはその条例規則のどこに根拠があるのか、佐久間主幹なり、教育次長、担当に教えてください。日野市の条例、規則、法律、いま法律とおっしゃっている文化財保護法はここにありません。そんなことを書いてない。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほどの御答弁の中で、つまりかかわってみれば、だんだんいろいろな疑問点が出てきたというのはそこを言っているわけでありまして、あとはまた御質問にお答えをいたしますけれど、その点を申し上げているわけです。ですから、私が就任した後に制定をされている、ということとは事実であります。ただ、後でまた言います。

○議長（石坂勝雄君） 教育次長。

○教育次長（長沢三郎君） お答えを申し上げます。調査会は、市の条例、規則に基づいてつくられたものでなくて、

根拠条例といえますか、これはございません。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） そうすると、調査会のことを聞いていないんじゃない。文化財の保護のことについて、それではほかに条例や規則がありますか。その点は教育長代理ですか、どうですか。

○議長（石坂勝雄君） 教育次長。

○教育次長（長沢三郎君） 先ほど、古谷議員の方から出されました文化財の保護条例と、文化財の専門委員設置に関する条例、その施行規則以外にございません。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 実は、私はなぜこんな疑問を持

つたかと言いますと、昭和五十年に私の関係する人が自分の土地に家を建てようとしたわけです。農地転用をしようとして、産業課の方へお願いに上がったところが、日野市遺跡調査会の許可といえますか、を持ってきてくれ、つけて届けてくれ、さあ大変なことになつちやつたんです。それでまあいいんです、市のことだから仕方がないということで、この調査に一年かかり、金も二百五十万円という余分な出費になつてしまつたんです。私は非常にこの不審に思つたんです。一体この遺跡調査会という機関はどういうものかしら、そこで調べてみたんです。そしたらはつきりしたわけです。あのときは会長さんは森田喜美男君であります。副会長が倉又秀作君、事務局長が坂本金雄君、そうですね。そうでした、五十年。違いますか、そうですね。ははあこれ市の職員ばかりが事務局やっているの、そのほかに副会長に何か調査委員の代表という方が入つております。そこで、この規約を調べてみたんです。この規約を、五十年。そうしましたら、この規約にはちゃんと書いてある。二十一条に経費は日野市等の支出金をもつて充てると。税金である、こういう意味ではとんど、もちろんそうじゃないのも出るでしょう。私のうちみたいに二百五十万出す場合もあり得る。しかし、市民のお金を扱う機関である。それで、会長はいろいろ書いてありますが、そこで、いま私はお聞きしたいんです。いま教育次長さんは、この機関は、法律、条例、規則に基づかな

いものである、根拠はないんだというふうにお話がありました。これはそれで了解いたします。それならば、このもう一つお聞きしたいんですが、この費用は税金ですから、この会計事務というのは、現在のどのようなところで、どうなっているのか、どのような方法で行われているのか。また、そのような方法になつたのはいつからか。これをひとつ主幹、あるいは教育何というんですか、はつきりしたお名前教育次長でいいですか、正式な名前は何というんですか、次長ですか、教育長職務代理、正式な名前じゃないとやっぱり本会議ですから、どちらでも結構ですが、御回答をお願いしたいと思います。私市長に聞いています、教育委員会が委嘱すると書いてある。職務代理か主幹の佐久間君かに聞いているわけです。余り言わないで時間ばかりたつてかわらない。それで引きますから、ちゃんともう。

○議長（石坂勝雄君） 教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（佐久間義信君） お答えいたします。いつからということですが、私が教育委員会である、この文化財行政に関係を持つ以前のことについては、はつきりとわかりませんが、この規約によつてなされていると推定されます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 現在この事務局は、四名の事務

員がいるというふうに私の調べではなっております。事務局長を除き、社会教育課長を除いて四名おる。これ違つたら御説明願いますが、事務局に働いている四人の人の給料とかお金はどつから支出されておりますか。その点を教えてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私がやっぱり答えないと責任が終わらないと思っております。それで、先ほどこの規約に基づいた調査会という組織ができておるわけですけれど、かわつてみると大変いろいろな問題におつかる、申し上げたのはその点であります。市として、この文化財行政の直接の担当者は社会教育課長でございますけれど、この社会教育課長が代々大変苦勞して頭を悩ませておるといふ状況があるわけでありまして。つまり規約に沿いますと、まさに調査にすることはほとんど調査団に、つまり学者先生によって支配されております調査団に依存しなければならぬ。しかし、行政とのこの関連と申しますと、やはり教育委員会社会教育課これの事務分掌の範疇にあるわけでありまして、この課がかかわらなければなりません。そういうことで、大変この調整に苦勞しているというのが現実であります。それから金銭につきましては、疑問があると思っておりますが、いま問われた疑問について答えるわけですが予算を（「給料はどつから出ているかと聞いたんです」

と呼ぶ者あり）給料は市の職員は市から出ております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 私は、いま市の職員でない女の人もあるようだから、どこから出てるんですかと聞いています。給料だけ聞いているんで、何か不審がありませんかと言われたつてわかりません。給料には不審ないと思うんですがね。ちょっと佐久間主幹どうですか、その点は。あるいは教育長職務代理どちらでも結構です。

○議長（石坂勝雄君） 教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（佐久間義信君） お答えいたします。

議決していただいた予算書に掲載されておりますが、市の職員でない臨時職員の方は、市の臨時職員の賃金として支出されております。（「四人ですね」と呼ぶ者あり）事務局長を入れてまして、事務関係が四人でございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 実は、次にお聞きしたいんですが、この遺跡調査会、この規約を見ると、会計監査どこにも書いていない、会計監査に関するものは何も書いてない。そこで、会計監査はこれはどうなっているんだか、ちょっと教えていただきたい。佐久間君でも職務代理でも結構です。

○議長（石坂勝雄君） 教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（佐久間義信君） お答えいたし

ます。遺跡調査会は、この規約によって運用されておりますので、御発言の、御質問のとおり規約については、監査については載っておりません。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 監査委員がいないと、こういうことですが、そこで、ちょっとお聞きしますが、ただいままでの回答ですと、この遺跡調査会なるものは、日野市の遺跡調査会なるものは、昭和四十八年の十月の二十何日かに来たんだと、しかし、これは日野市の法律はもちろん日野市の条例にも規則にも東京都の条例にも根拠がない、という団体だということお話を。そうすると、遺跡調査会というのは公的な日野市の機関ではなくて、日野市が遺跡調査を委託している私的な請負団体といえますか、任意団体といえますか、そのように考えられますが、それで正しいかどうか、ひとつ佐久間主幹か教育長職務代理にお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（佐久間義信君） お答えいたします。御質問のとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） わかりました。この機関、ところが本年度の予算書を見ますと、日野市から税金が九千三百五十万円委託料として払われるようになっております。これは予

算書です。大変な金額なんです。私は、以前からこの遺跡調査会の金銭出納事務関係について、大変不愉快なうわさを聞いております。事実があることも聞いています。そこで市議員に就任いたしましたして、野呂助役に、市長のところへじかに聞きに行くのも恐縮ですから、聞きに行つたのであります。野呂助役の説明によりますと、いま市長さんが言われる不審がありますという。市長さんと同じことを言う。日野市遺跡調査会の経常経費、すなわち給料とか、光熱水費は、九〇%以上は日野市で出している。また、調査団の事業費、工事費等は日野市からの請負の委託料等をもって充てている、こういう説明でありました。しかし、野呂助役の就任以来、いろいろと見ておりますと、その予算とか決算、金銭の出納が大変不明瞭である。このために、坂本課長も大変苦勞をした、と言つておられました。この組織の立て直しを現在も努力している、こういう話であります。特に昭和五十四年十月です、小山社会教育課長、いま病院事務局長が社会教育課長になったとき、この遺跡調査会から事務を引き継ごうとしたところが、金銭経理が大変複雑で、実質的な引き継ぎに苦勞して、結局内容の掌握が、決算ができなかった。五カ月かかって。そして、昭和五十五年の三月には、決算報告をこの内容掌握ができなままつくらざるを得なかつた。本当に困つたことだ、といういろいろの問題について、詳細なる説明を私は受けたのであります。それで、この実際の姿を改

正するためにそこにいる小山事務長、佐久間主幹、非常に全力を尽した。ですから、昭和五十五年度、はっきり言えば四月の一日以降については、金銭出納事務その他の日野市からの支出金、委託料、こういうものについては、誤りがないようになって、なっているはずだと、このような助役の説明を受けたのであります。このような助役の御説明が事実であるかどうか、ひとつ当時の社会教育課長であった小山事務長さん、あるいはその当時一緒に働かれた佐久間主幹、御回答を得たいと思います。

○議長（石坂勝雄君） 病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）

病院の事務長でございます。私は昭和五十四年の十月二十日と記憶していますけれど、社会教育課長に就任いたしました。昭和五十六年の五月十八日までだと記憶しております。いま御質問がありました件につきましてのお答えでございますけれども、私の記憶が、必ずしも定かではありませんけれども、たしか私が就任する以前の経理の一部につきまして、たしか若干疑問を感じる点があった、というふうに記憶いたしております。私としましては、この経理につきましては、公金でございますので、適正に執行されるように教育長にも進言いたしましたし、同時に教育委員会の主幹であります佐久間主幹にもよく協議いたしましたして、適正に執行するように私は満身の力を込めて努力したという記憶がございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）

大変御苦労されたことは、よくわかるんですが、いま御答弁のように使途の不明のお金が解明できないでやめられた。現在担当している佐久間主幹から、この不明なお金はいつはつきりとできるのか、あるいはまた困難なのか、そのところをちょっと説明をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）

教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（佐久間義信君）

お答えいたします。

質問の遺跡調査会の経理事務につきましては、規約にも監査がございません。仮にあつたとしても、形式的な監査では意味がないと思います。ましてここに監査が置いてないということは、その事務に携わる者に絶大な信頼をおいておるものと考えております。そのために、より厳しく小山事務長が申し上げましたようにこのお金の性質をよく理解するとともに、文化財法律の趣旨を生かす発掘調査をまじめにしっかりと行うように努めております。そして、小山事務長の方からお答えがありました点につきましては、これから最善の努力を尽すつもりであります。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）

主幹とすれば非常に苦しい御答

弁でありがとうございました。もう結構です。これ以上苦しめてもまずいから御退席になつて結構ですが、ただいまの答弁の

ように、明らかに会計事務がわからない点、複雑な点があることは明らかになつたわけであります。ですから、これから市長さんにもよく聞きたい。なぜ聞くかといいますと、遺跡調査会の会長は会務を総括することになってます。業務を総括し、会を代表するというふうになっておりますから、このように不明瞭な点、把握できない点があるということが、すでにいまお話のように、昭和五十四年十月、いまここにいらっしゃる人、あるいは坂本さんの時代にもあつたかもしれない。市長は会長さんですから、この内容を知らないわけがないわけでありまして、しかも、教育長には、改正するように、何とか直すように進言をされているというお話であります。当然、教育長に進言があれば、この下部機関である会長には、厳重なる注意がいつていると思ひますが、市長は会長としての責任をどうとるのか、この点をまずお聞きしたいと思ひのであります。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

その点が最初に触れかけた点なんです。長の兼職の禁止されている条項が自治法にあるわけですが、公金を受け取つて、そして事業行う長には兼務してはならないことありますから、私は兼務をしないということに考えております。それで、この事業につきましては、教育長に市長が委託をしたという形で事務を遂行しております。その際に会長としてのさつき言われる総括責任ということがござい

ますので、最も厳正に事務の中でも正しい執行を行つて、そして金銭が市職員でありますところの社会教育課長、これが前渡金の取り扱い者という立場で、責任を持つことになりました。したがつて、その責任が全うされるように十分注意をしてくれと、そして内部の規約をつくつて、そして支出については厳正に臨むように、ということにいたしております。したがつて、いまの何か内容に解明のむずかしい点があるという御指摘を言われておるわけですが、私は、全体として、支出いたします公金が正しく調査の目的に沿つて使途されている、ということには疑いを持ちません。ただ、この事務的な、この特に学者の先生方は事務には不得意でございますから、そのあたりにそこがあるとするればあるだろうと。そこで学者の先生方にもよく公務というものを理解していただいて、そして、しかも一方には遺跡調査の事務が円滑に迅速に進むようにということを絶えず願つております。しかし、なかなかむずかしいものですから、やつぱり組織そのものを改正しなければならぬ、こういうことをここ二年ぐらい考えまして、そして、だんだんと行政が調査という、この文化財調査のことを責任をもつて遂行する、そういう手だてをつくろう、ということを考えました。そのためにも専門の学芸員も採用し、だんだんと体制が整いつつある、このように進めておりますので、全体として、調査のために支出されておるお金が不明朗だつたというふうには考えておりませ

ん。調査の目的に沿って正しく使途されているとこのように思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） いま会長は内部規約、金銭出納については内部規約をつくるように命じた、ということをおっしゃるんですが、その規約があつたら見せていただきたい。

○議長（石坂勝雄君） 教育次長。

○教育次長（長沢三郎君） お答え申し上げます。先ほどから出ておりますように、この遺跡調査会の規約の上では、非常に不備な個所がたくさん出ています、こういうことでこの規約の不備な点について、早急に改めるための手だて、これを現在主幹とともにやっているという状況でございます。今後行政がこの責任をもった形の中で、文化財行政が円滑に進んでいくような、そういう体制を確立していきたいと、そのために最善を尽くしたいと、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） いま市長が、教育長に内部規約をつくれと言ったんだ、とこういうお話ですね、これは二年前か、三年前か知りませんよ。いつおっしゃったのか、市長の記憶は、二年前ですか、三年前ですか、つくれと言ったのは。内部規約をつくって会計事務をちゃんとやれというふうに言ったのはいつなんです。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういうことはきわめて常識的なことでありますから（「それはそうなんです」と呼ぶ者あり）その毎会計年度と申しましようか、機会あるときにそういうことを伝えた。またそのことは、支出ということはそのいうことによつて扱われているということになっておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） それはいいですね、まだ。いま内部金銭出納関係の内部規約というのは、この調査会についてはない、まだ。これからのいいのをつくらうと、こういうわけですね。

○議長（石坂勝雄君） 教育次長。

○教育次長（長沢三郎君） そのとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） それから、市長はちよつといま私の聞きもしないことを言うんですが、地方自治法 百四十二条の違反だから教育長に任せただと。これはどういう意味だか私わからないんですが、あなた会長なんですよ。違ふの。都合が悪いことは、副会長に任せますと言ふんじやまずいじゃありませんか。どういうことなんです。もうちよつともう少しよく詳しく説明してください。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ですから、最初にかかわればかかわるほど問題にぶつかるといふのはそのことを言っているわけでありまして、「十年間放置」と呼ぶ者あり）いや、そんなことはありません。都にとにかく調査の関係の先生方に御不快をかけてもありませんし、この調査という仕事はきわめて重要でありますから、先生方になるべく御迷惑のかわらないような、そういうシステムをつくつて、そして、調査の仕事が正確に推進できますような、そういう体制づくりをしよう、とこういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 百四十二条といまの責任回避はどういう関係がある。ないでしょう。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 会計の部分だけそういう分離をしておるということでありまして。

○議長（石坂勝雄君） 古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君） 会計なしの事業というのはないんです、これ。予算なしの事業というのはないんです。予算だけは分離してありますというの、ちよつと私には解せないんですが、私は別に百四十二条の違反の質問をしているわけではない。実は、私はこの問題について、どうもおかしい、こ

だできてない、この点はどうなんでしょう。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君）

遺跡調査という特に専門の

調査団の学者先生が責任者となって事業をしておられます。したがって、本来のこの行政側の特に社会教育課長の立場、あるいは主幹の立場、これはまたその調査団長からいろいろと支配を受けるそういう役職にも当たるわけでありまして。その点で、大変苦勞をするということをおっしゃるわけでもありません。責任を感じれば感ずるほど、事が大切なことでもありますので、先生方には仕事の支障がないように、しかもまた会計につきましては、正確な処理が成り立つように、こういう意味での努力をしております。したがって、先ほど申し上げますように不明と言われるふうな使途は調査という全体の事業には本質的にはない、このように申し上げておるわけでありまして。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）

あなたは会長ですから余り言

たくないんですが、この調査会の野呂助役の御説明によりまして、五十四年十月に小山課長が就任し、乱脈な会計を正そうとしたところが、非常にむずかしい、できない。先ほど申し上げた五カ月もかかる、しかも調査会長であるあなたが全然協力してない。この苦勞した時点であなたはどのような助言を与

え、また指導をしたか、この点をちょっと聞きたい。

○議長（石坂勝雄君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

協力をしていないという言

い方をされるわけでありまして、私は先ほど申し上げますように、文化財調査という分野は、これは教育委員会の所掌する分野でありますからして、したがって、教育長が責任を持ってもらう。そういう関係で調査の受託代表者と申しませうか、これは市長が教育長に委任をするという形で行っているわけでありまして。したがって、その責任を回避するつもりは全くありませんが、そういう行政組織の中で、交付金の会計に基づいて執行されるべきものであると、このことをいつも指導の内容として指示を行った、とこういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）

いいですか。先ほど遺跡調査会

は、市の機関ではない。市から事業を請け負っている委託機関である、はつきり言えば、その長があなたなんです。あなたが金を出してあなたが請け負っているんです。だから百四十二条に違反しているということは、あなたは知っているわけです。だけれども、それは私がいま聞いているんじゃないんです。私が聞いているのは、たとえば、あなたが日野自動車の社長さんだと仮定すれば、日野市長になってもいいんです、兼職した

って。その場合に、いまこの問題はあなたの会社の問題なんです、遺跡調査会事業団という。ですから、あなたは一個人としての立場と、会長という一私人的立場にあるわけです、会長というのは。市長というのと全く別人なんです。だから、責任があると言っているんです、不明瞭な会計は。いいですか、野呂さんは私にこうも言いましたよ。使途不明のものはどんなに少なく見ても一千万円はあるだろう、なぜわからないのかと私聞いたんです。昭和五十五年何とかしようとしたら、遺跡調査会の前渡金等を収納している預金通帳がどっかへ行っちゃった、と言っています。収支がわからない、伝票がない、領収証もない、領収証がたまたま合うと伝票とは全く合わない、そのくらいのことを会長が知らないわけがないでしょう。あなたの預金通帳です。その金は市民の税金なんです。委託料であり前渡金なんです。こんなことは三菱銀行とか、その扱い銀行へ行けば通帳を変えたいわいはすぐわかるわけですよ。ただし、このような使途不明の問題がまだ解決されていない、とさつき主幹から言われた、これから一生懸命努力しますと。解決のしようがないんです、これ。伝票の受取もなく、通帳もどっかへ行っちゃったと。どうやって解決するかでできっこない。なるほど、時効というのがあるんです。普通は五年なんです。あと二年待ちや時効になるわいと、ほっかぶりをしてるとしかわれわれには考えられない。しかも監査は共産党とまきています。与党が監

査委員なんていうのは世の中に考えられない。事務局長は共産党員であるという話すら聞いている。なるほど昭和六十年を過ぎれば時効になります。あなたはそのときにこの話をしてほしかったと思う。あなたがかつて旭が丘で市の所有地だ、三十八坪をたつた二万か三万の金で自分のものに職権でした。それは時効になってしまった。今度も時効になることを待っておつた。このような不明な問題をはつきりしない限り、教育委員会の最高の責任者である職務代理が教育委員になられるということについては、疑問を感じざるを得ない。もつと細かいことは助役さんが言ってくれたんです。私は長いこと日野市にお世話になりました、お役に立つならば議員の皆さんに言ってください。いつでも証人としてこちらに参ります。野呂助役はそういうふうに涙ながらに私に訴えてくれました。私はその話を七月の三日に聞いたのであります。思いがけないことを聞いてしまったのです。これをくさいものにふたを私自身がしながら、この選任案件にどう考えたらいいかという事はできません。野呂助役さんのお気持ちを感じ、御質問した次第であります。私は決して長沢職務代理が悪いことをしたとは考えておりません。ただ、たまたま監督責任の立場に現在あられるということについては、大変申しわけないと思います。以上で質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君） これをもって教育委員会事務局内に発生した公金の使途不明事件に関する緊急質問を終わります。

す。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後五時三十四分休憩

午後八時四十 分再開

○議長（石坂勝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第五七号、日野市助役の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました議案第五七号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市助役の選任同意の件でありまして、地方自治法第六十二条の規定に基づき議会の同意を求めるところであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって御意見があれば承ります。なければこれをもって

て意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よつて、議案第五七号、日野市助役の選任同意の件はこれに同意することに決しました。

ただいま選任同意されました赤松行雄助役のあいさつを求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君） ただいま御紹介いただきました赤松行雄でございます。

身に余る光栄と感激しておるわけでございます。長く市職員としまして、奉職してまいりましたのでございますが、改めて職務の重責をひしひしと身にかけているところでございます。市議会議員諸先生の厚さ御指導と御支援、御叱正を切にお願い申し上げます。

この二十六年いたずらに馬齢を加えたと反省しておるわけでございます。微力非才な者でございますが、精進努力を重ねまして、市民奉仕と市長補佐の大任を果たしてゆく決意でございます。重ねて諸先生の御指導をお願い申し上げます。ごあいさつといたす次第でございます。よろしくお願いいたします。

（「がんばれ」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君） これより議案第五八号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました議案第五八号、日野市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するものでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めるところであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よつて、議案第五八号、日野市教育委員会委員の任命の件はこれに同意することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十七年第一回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後八時四十六分閉会

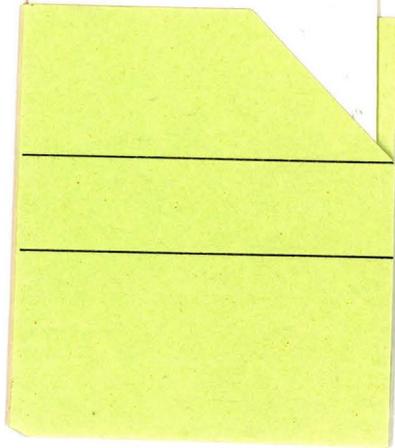
右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十七年七月 日

日野市議会議長	石坂勝雄
署名議員	谷長一
署名議員	古谷太郎

日野市議会記録

57, 才 / 臨時会



昭
和
五
十
七
年

日野市立図書館 81-7354



5017539